

令和7年度 越前町地域活性化活動支援事業 要項

1 事業の目的

一般社団法人越前町観光連盟（以下「連盟」という）に正会員として加盟している事業者が主体となつて行う取組に対して越前町地域活性化支援金（以下「支援金」という）を支給することで、コロナ禍からの回復促進、地域のにぎわいづくり、将来の担い手育成を目的とする。

2 支援の対象者・内容・支援額

項目	内容
支援対象事業者	連盟に加盟する事業者（正会員）3者以上で構成するグループ ※構成員の過半数以上が連盟に加盟していること ※新規応募の事業者を優先して採択いたします
対象事業	・新規顧客の獲得に繋がると認められる新たに展開する事業 ・継続して実施することで地域の活性化に繋がると認められる事業 ※同一内容とみなされる事業の採択は最長3年まで
条件	・越前町内で実施される活動であること。 ・実施しようとする事業内容が、実現可能な事業であること。 ・地域の産業連携を通じて観光消費拡大を図る取組であること。 ・本事業終了以降、継続的に実施することを前提とした取組であること。
対象経費	(1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 広告宣伝費 (4) 外注委託費 (5) 支払報酬料 (6) 前各号に掲げるもののほか、実施に当たり合理的に必要と認める経費 ※パソコンやタブレット端末など、多目的に活用できる汎用性の高い備品等の購入は対象外
支援額	最大50万円（支援率1／2以内）
申請期間	2025年6月30日まで ※ 審査は随時実施し、予算に達し次第募集を終了します。
実施対象期間	交付承認日から2026年3月25日までに完了する事業
備考	・同一グループでの複数の申請はできません。 ・複数の施設を運営している場合は、母体となる事業者を1事業者としてみなします。 ・町から同じ事業の内容で補助金をうけていないこと。 ・すでに開始（告知や募集等）されている事業ではないこと。 ・同一内容とみなされる事業の採択は最長3年までとなります。

3 申請手続き

(1. 申請)

申請者は、「交付申請書（様式1）」に必要な書類を添えて、申請期限までに提出。

(2. 交付決定)

連盟は、申請内容を審査の上、交付決定後、「越前町地域活性化活動支援事業承認書」を申請者へ通知する。

(3. 実績報告書の提出)

申請者は、「実績報告書（様式2）」および「請求書（様式3）」を事業完了後1カ月以内に提出。

(4. 支援額の確定および支払い)

連盟は、実績報告の内容を審査し適正と認められる場合、受理後1カ月以内に指定の口座に振り込みを行う。

4 様式

- ・様式1 越前町地域活性化支援事業 交付申請書
(添付書類1：事業計画書／添付書類2：収支計画書／添付書類3：構成員名簿)
- ・様式2 越前町地域活性化支援事業 実績報告書
(添付種類1：実績報告書／添付種類2：決算書)
(事業の実施内容がわかる写真等／経費の支払いを証する書類の写し)
- ・様式3 越前町地域活性化支援事業 請求書
- ・様式4 越前町地域活性化支援事業 中止申請書

5 注意事項

- ・支援金には上限があるため、予算に達し次第募集を終了する。
- ・実績報告は、必ず事業完了後1か月後以内に連盟に提出しなければならない。
- ・支援金交付決定を受けた補助対象者（代表申請者）は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするときは、速やかに連絡すること。
- ・変更の連絡を故意に怠った場合、または虚偽の報告を行った場合は、支援金の減額または支援決定の取り消しを行うことがある。
- ・申請書（様式1）を受理後、事情により申請を取り消す場合は、速やかに中止申請書（様式4）を提出すること。
- ・この要項に定めのない事項については、申請者と連盟が協議して定める。

6 提出・問い合わせ先

一般社団法人越前町観光連盟

住所：〒916-0422 福井県丹生郡越前町厨 71-335-1

電話：0778-37-1234 FAX：0778-37-1805

Mail：contact@town-echizen.jp